

加茂市除雪集計システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市は道路除雪業務を業者委託しているが、除雪車両の現在位置や作業状況をリアルタイムで把握できないことから、市民からの問い合わせに対して適切で迅速な対応ができていないことが課題となっている。

本業務では、GPS端末等を用いて除雪車両の位置情報・作業状況を管理し、道路除雪の状況をウェブサイト上で公開することで市民サービスの向上を図るとともに、正確で迅速な除雪費用の算出による除雪業務の効率化、除雪路線の見直し・適正化により持続的な除雪体制の構築を目指すものである。

除雪集計システム導入業務を委託するにあたり、価格のみでなくシステムの機能性、操作性、運用支援体制等を総合的に判断し、最適な事業者と契約する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものである。

2. 業務概要

(1) 業 務 名 加茂市除雪集計システム導入業務委託

(2) 内 容

加茂市除雪集計システム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 提案上限額

23,221,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 事業者選定方法

公募型プロポーザルとする。

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 本プロポーザル手続き開始日前において、令和5年度加茂市物品・委託役務等の入札参加者名簿に「システム開発・システム運用保守」の業種として登録がある者。
- (2) 新潟県内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していること。
- (3) 新潟県内にシステム運用保守担当者が常駐していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結までの日までの期間において、加茂市から指名停止等の処置を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定

を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (7) 加茂市暴力団排除条例(令和元年加茂市条例第18号)第2条第1号から第3号の規定に該当する者でないこと。
- (8) プライバシーマーク及びISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS))の承認・認定を受けている者。

6. スケジュール

現段階において予定するスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和5年 4月28日(金)
質問書の受付	令和5年 5月11日(木) 17時まで
質問書の回答	令和5年 5月15日(月)
参加申込書の提出期限	令和5年 5月19日(金) 17時まで
企画提案書の提出期限	令和5年 5月25日(木) 17時まで
プレゼンテーション審査	令和5年 5月31日(水)
審査結果通知発送	令和5年 6月 6日(火)
契約内容の協議及び契約	令和5年 6月中旬

7. 質問書の受付

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、様式1「質問書」にて、令和5年5月11日(木)17時までに、持参または郵送(必着)、FAX、電子メールにて提出すること。

なお、質問の件名は「加茂市除雪集計システム導入業務委託に関する質問書(業者名)」として送付すること。

また、FAXまたは電子メールで提出した場合は、必ず電話により着信を確認すること。

(2) 提出先

加茂市役所 建設課管理係

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

電話: 0256-52-0080 内線 217 FAX: 0256-53-4690

E-mail: kensetsu@city.kamo.niigata.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年5月15日(月)に加茂市ホームページに掲出する。

8. 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式2「参加申込書」を作成し、令和5年5月19日(金)17時までに、持参または郵送(必着)、FAX、電子メールにて提出すること。

なお、参加の件名は「加茂市除雪集計システム導入業務委託に関する参加届（業者名）」として送付すること。

また、FAXまたは電子メールで提出した場合は、必ず電話により着信を確認すること。

(2) 導入実績調書の提出

様式3「導入実績調書」を作成し、参加申込書と共に提出すること。

(3) 提出先

加茂市役所 建設課管理係

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

電話：0256-52-0080 内線 217 FAX：0256-53-4690

E-mail：kensetsu@city.kamo.niigata.jp

9. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した事業者は、別紙1「加茂市除雪集計システム導入業務委託仕様書」を確認の上、下記の関係書類を作成し、期限までに提出すること。

提出書類	作成方法等
①企画提案書	別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき作成
②機能要件一覧表	別紙2「機能要件一覧表」に対応可否を記入
③経費見積書	別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき、様式4にて作成

提出にあたっては、正本1部と副本5部をそれぞれ製本し、持参または郵送（必着）すること。

(2) 提出先

加茂市役所 建設課管理係

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

電話：0256-52-0080 内線 217 FAX：0256-53-4690

E-mail：kensetsu@city.kamo.niigata.jp

(3) 提出書類の取り扱い

①いかなる場合でも、提案書等の提出書類・質問書の返却は行わないものとする。

②提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

③提出された書類は、他事業者には提供しない。

④関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

10. 事業者の選定方法

加茂市が選定した審査委員において提出された企画提案書等の内容について審査を行うもの

とする。

審査では、あらかじめ定められた「事業者選定基準」に基づき、公正な審査を行い、契約候補事業者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と加茂市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったのちに契約締結手続きに進む。交渉が調わなかった場合には、次点者に選定された事業者が、改めて加茂市と交渉を行うこととする。

1.1. 審査方法

(1) 企画提案書等による審査

企画提案書等の内容について、提案されたシステムの機能、見積額等を提出された書類により審査する。なお、別紙1「加茂市除雪集計システム導入業務仕様書」に記載されている要件を満たしていない場合及び見積書の合計額が提案上限額を超過している場合は、審査対象から除外する。

(2) 機能要件による審査

別紙2「機能要件一覧表」を使用し、確認欄に対応可否を記入すること。

記入の方法は、別紙3「提案書作成要領」に従い記入すること。

審査の方法は、総合評価方式とし、審査項目及び配点は、下記の表のとおりとする。

審査項目	配点
① 技術評価（企画提案書・機能要件一覧表）	700点
② 価格評価（経費見積書）	50点
合計	750点

(3) プレゼンテーションによる審査

各事業者から、提案の内容についてプレゼンテーション及び除雪集計システムのデモンストレーションを受け、質疑応答を行った後、内容を評価する。なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。

【プレゼンテーション実施概要】

日 時：令和5年5月31日（水）

出席者：各事業者5名以内

時 間：各事業者60分以内（設営・撤収時間を含む）

内 容：提案内容のプレゼンテーションと除雪集計システムのデモンストレーション

審査項目：

審査の方法は、総合評価方式とし、審査項目及び配点は、下記の表のとおりとする。

審査項目
①技術評価（提案説明）
②稼働評価（除雪集計システムデモンストレーション）

その他：

①プレゼンテーションの順番は、審査会の決定によるものとし、開始時間、実施場所等の詳細については、別途通知する。

②会場、プロジェクター及びスクリーンは加茂市が準備するが、パソコン等のその他必要な機器類は、事業者が用意する。

③プレゼンテーション時の資料の配布は不要とする。

(4) 結果通知

審査の結果は、事業者に文書で通知する。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けられないものとする。

1 2. その他留意事項

(1) プロポーザルに係る企画提案の実施に要するすべての費用は事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当した場合は、事業者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合。

②本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

(3) 本プロポーザル終了後に、候補者から辞退の申し出があった場合、または候補者が不適格者であると判断されたときは、契約を取り交わさない場合がある。この場合において、加茂市は損害賠償の責は負わないものとする。

(4) 事業者選定後、本プロポーザルで提出した経費見積書以上の追加経費は、原則として認めないものとする。追加費用の必要が生じた場合は、選定を取り消す場合がある。

(5) 郵便等における事故及び通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

1 3. 問い合わせ先

加茂市役所 建設課管理係

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

電話：0256-52-0080 内線 217 FAX：0256-53-4690

E-mail：kensetsu@city.kamo.niigata.jp